

令和8年第4回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和8年4月27日（月） 13時31分開会
13時53分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 濱崎 健児, 福富 早央里, 中村 みゆき, 藤岡 義尚

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長兼生涯学習課長	上川床 聡
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	黒川 周一
学校給食センター所長	久保園 眞弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第5号 令和7年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について
 - ・ 日程第2 報告第6号 指宿市新小田奨学資金条例施行規則の廃止について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただいまから、令和8年第4回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和8年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

項目1です。

3月26日、最終本会議がございました。

項目2です。

3月27日、国民スポーツ大会第46回九州ブロック大会鹿児島県実行委員会第1回常任委員会・第2回総会が開催され、出席いたしました。

項目3です。

3月29日、九州地区高等学校野球大会鹿児島県予選で、指宿商業高校と鹿児島商業高校の対戦を応援いたしました。伝統校の鹿児島商業高校との対戦でしたが、粘りのある良い試合でした。NHK旗争奪県選抜高校野球大会にも出場することですので、新しい監督の下、活躍を期待しているところでございます。

項目4です。

3月30日、スクールソーシャルワーカー（SSW）と面談をしまして、昨年度の各学校の様子について話をいたしました。今年度も不登校の児童生徒の対応について、保護者や関係機関と密に連絡をさせていただいていることに、SSWの二人にお礼を申し上げます。今年度、不登校児童生徒数が減少した要因の一つに、SSWの尽力があると考えているところでございます。

項目5です。

同じく30日、優良公民館表彰を受けた開聞校区公民館長と、主事の訪問がございました。多種多様な講座の運営や、校区全体で子どもたちの育成に取り組んでいることが評価された表彰でございました。

項目6、項目7です。

3月30日と31日、教育委員会辞令交付式、役職定年等辞令交付式、退職者辞令

交付式，感謝状贈呈式がありました。役職定年の校長先生，教育部長の退職辞令交付があり，それぞれ長い間のご苦勞に感謝を申し上げたところです。

項目8，項目9，項目10です。

4月1日，新任教頭，教育委員会，教育委員会転入職員の辞令交付が，それぞれありました。これから，指宿の教育の推進に力を発揮してくれるものと考えているところです。

項目11，項目12，項目13です。

4月2日，SSW，教育支援センター指導員，校内教育支援センター支援員，特別支援教育支援員，外国語活動支援員，部活動指導員に新年度にあたり，それぞれ勤務条件通知書を交付いたしました。各学校において管理職，教職員と協力をしながら，子どもたちのために尽力していただくよう，お願いをしたところです。

項目14です。

4月3日，令和8年度の市役所新規採用職員研修講話を行いました。市役所の職員として，それぞれの職場のレギュラーになることが，市民サービスの向上につながることであり，新規職員にエールを送ったところです。

項目15です。

同じく3日，交通安全協会・安全運転管理協議会「新1年生タスキ・鈴付き胸リボン贈呈式」がありました。今年度も子どもたちの交通事故がないよう，指導をしてまいりたいと思います。

項目16です。

4月6日，「春の全国交通安全運動」に係る街頭キャンペーンに参加いたしました。

項目17です。

4月7日，第37回シルバー美術展実行委員会に出席いたしました。今年度の美術展では，市制施行20周年を記念した賞が，特別に準備されることとなりました。

項目18です。

同じく7日，転入教職員67名の宣誓式を行いました。教育委員の皆様にもご出席いただきました。これから，指宿の子どもたちが憧れるような教職員になってくれるよう，お願いをしたところでございます。

項目19，項目21です。

4月8日に指宿商業高校，9日は北指宿中学校，池田小学校の入学式に出席いたしました。どの学校でも新入生の初々しさと，保護者の期待と不安が伝わってきました。子どもたちが安心して，学校生活を送れるようにしていかなければならないと，改めて感じたところです。教育委員の皆様にも告辞を述べていただき，ありがとうございました。

項目20です。

同じく8日，令和8年度南薩地区社会教育振興会理事会に出席いたしました。

項目22です。

4月16日，第1回市校長研修会を開催いたしました。今年度，5名の校長先生が新たに着任されました。各学校の伝統を受け継ぎながらも，これまでの経験を活かして，新たな発想で学校経営を行っていただくよう，お願いをしました。

項目23，項目24です。

4月17日，令和8年度教育行政連絡会，人事異動連絡会，市立高校がある5市の教育長会が県庁で開催され，教育総務課長，学校教育課長と出席いたしました。

今年度の県の行政各課の政策について説明を受けました。その後、人事異動の総括説明がございました。

項目25です。

4月20日、時遊館COCOはしむれ開館30周年記念セレモニーが行われました。平成8年4月20日に開館し、ちょうど30年の節目ということで、はしむれの職員が企画し、丹波小学校の6年生に参加していただき実施されました。30年という節目を、博物館の新たな可能性を探る一年にしていきたいと考えております。

項目26です。

4月21日、全国学力学習状況調査が行われ、端末を使った英語の試験を視察いたしました。

項目27です。

4月23日、27日、当初申告に基づく校長面談がスタートしました。各学校、今年度の学校経営の目標と、その具体策について、校長先生方からお聞きをしたところでは。

項目28です。

4月24日、第1回地区教育長会に出席いたしました。所長講話の後、人事異動についての概要と反省、意見交換がございました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第5号、令和7年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(久保園所長)

日程第1、報告第5号、令和7年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

令和7年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり令和7年度学校給食費滞納繰越分を不納欠損処分することについて、教育長が専決処理しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

学校給食費の徴収については、指宿市学校給食センター条例施行規則第4条第6項第1号及び指宿市学校給食センター管理運営要綱第5条第1項の規定により、「指宿市学校給食センター運営委員会に諮って審議し、指宿市教育委員会が決定する。」と定めております。

そのため、令和8年2月24日に開催されました、令和7年度第2回指宿市学校給食センター運営委員会において、令和7年度学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分について提案し、承認いただいたところでございます。

別添資料1をご覧ください。

まず、不納欠損処分についてご説明いたします。

不納欠損処分とは、未納になっている債権について、今後も徴収の見通しがたたない等の理由により、その徴収を諦めることを言います。不納欠損処分に当たっては、債権者が一定期間権利を行使しないことにより債権が消滅する制度である消滅時効が成立している必要があります。

学校給食費の消滅時効につきましては、平成29年の民法改正により、施行日である令和2年4月1日より前の債権については、改正前の民法第173条第3号の規定が適用されることから、徴収ができない状態になってから2年を経過したもの、また、令和2年4月1日以降の債権は、民法第166条第1項第1号の規定により、徴収ができない状態となってから5年を経過したものについて、時効による不納欠損処分を行うものであります。

資料の2ページにお戻りください。

令和7年度の学校給食費滞納繰越分の不納欠損処分につきましては、指宿学校給食センター所管分が1件、20,467円と、山川学校給食センター所管分が2件、12,931円となっております。

今回の不納欠損処分により、令和8年4月1日時点での学校給食費の令和6年度以前の滞納繰越分については、指宿学校給食センター所管分が4件、14万6,991円、山川学校給食センター所管分が5件、8万6,485円で、合計では9件、23万3,476円となります。

学校給食費の未納対策については、毎年、学校給食費未納対策委員会を開催し、未納対策について協議するとともに、給食センターと学校が連携して未納額の解消に取り組んでおりますが、今後も更に未納解消の取組を強化するなど、不納欠損が発生しないよう努めていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

給食費を滞納されている方々の、滞納理由というのはどういったものなのでしょうか。

(久保園所長)

令和2年以前の債権であるということと、現在、生活保護となっている現状があるということで不納欠損にしている方と、同じく催告書を送付していますが入金がなく、以前訪問した際にも会えず、離別をされて、子どもたちは市外へ転出している等の理由により、不納欠損としたところです。

(福富委員)

指宿市は、これから給食費も無償化になりますし、未納額が増えることはないと思いますが、就学支援金や児童手当等で少しでも少なくなるよう、よろしくお願ひします。

(久保園所長)

承知いたしました。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第5号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2，報告第6号，指宿市新小田奨学資金条例施行規則の廃止についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(水流課長)

日程第2，報告第6号，指宿市新小田奨学資金条例施行規則の廃止について、ご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市新小田奨学資金条例施行規則を別紙のとおり廃止しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

本案は、指宿市新小田奨学資金基金条例及び指宿市新小田奨学資金条例の廃止に係る議案が令和8年第1回市議会定例会において可決されたことから、教育長の専決により、令和8年3月26日に指宿市新小田奨学資金条例施行規則を廃止し、附則において、施行期日は令和8年4月1日から施行するものとしたところであります。

以上で、説明を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2，報告第6号は終了いたします。

以上で、本日、予定されておりました議案等につきましては、すべて終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんでしょうか。

(濱崎職務代理者)

先日、京都で生徒が被害に遭う事件がありましたけれども、今回その事件を受け、登下校時の安全に加えて、児童生徒の所在確認の重要性というものを改めて感じたところです。

そこで、2点お伺いします。1点目は、欠席の連絡がないまま、朝の点呼時に登校していない場合、学校と保護者との連絡はどのような基準で、どの程度の時間を目安に行われているのでしょうか。

2点目は、登下校時に保護者による送迎が行われるケースについて、学校として基本的なルールはどのようになっているのか、乗り降り場所は決められているのか、併せてお伺いします。よろしくお願ひします。

(黒川課長)

最初に、児童生徒の欠席連絡についてですが、現在は電話連絡、Teamsというアプリを使用しネットを通じての連絡と、安心安全メール等を利用して、保護者のほうから学校に欠席の連絡がございます。大体、学校へは8時15分までに連絡をいただくようになっておりますが、その後に欠席が確認された場合については、多くの学校では8時15分を目途に、電話で家庭のほうに欠席の確認をしている状況でございます。

また、学校によっては8時25分の朝の会終了後に、中学校においては学年部、副担任等が保護者のほうに連絡することとなっております。

次に、学校における登下校の決まり等についてですが、徒歩登校を原則にしております。車での登下校については、原則認めていないのですが、体調不良等の場合、あるいは許可があった場合は認めている状況でございます。その際の乗り降りの指定場所について、慣例として位置が決まっている学校と、はっきりと指定している学校と両方あります。指定している学校におきましては、公民館の駐車場の空きスペースを活用したり、正門側駐車場に駐車場所を指定する等して、対応している学校が多くあります。

(藤岡委員)

下校時間について、特に事故が多いと言われるのが、新小学校1年生とされており。そういった中で、ばらばらに帰ってきたり、一人で歩いて帰っている子もいたりするもので、安全のために、みんなで帰る等のルールがあれば教えて

ください。

(黒川課長)

多くの小学校では、入学式翌日から、給食開始日前日の4月12日頃までは、集団下校を行っているところです。集団下校に関しましては、担任、専科の先生、支援員等が付いて、子どもたちの下校を指導しております。集団下校が終了した時点からは、子どもたちがそれぞれ帰る学校もあるかと思いますが、多くの学校では、そのような対応をしているところでございます。

また、交通安全については、4月当初に小学校、中学校ともに交通安全教室を実施して、校庭での模擬道路の横断歩道の練習、あるいは正門前の横断歩道の実技等を通して、交通安全の指導に努めているところでございます。

また、朝の登校においては、地域の多くの方がボランティアで見守り活動をしてくださっております。山川小学校では、下校時においても見守り活動をしていただいていると聞いております。そういうことを通して、子どもたちの安全確認を行っているところでございます。

(中村委員)

学校に監視カメラはあるのでしょうか。

(黒川課長)

そういった話題が出たのですが、設置はしていないと聞いております。

(中村委員)

今後の設置予定も特にはないですか。

(田之上教育長)

今のところはないです。

(黒川課長)

確認しておきます。

(田之上教育長)

他に何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和8年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。